ハ　実施する期間

平成27年９月１日から平成27年11月30日までとする。

ニ　適用区間

①　出発及び到着エリア

a	中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまで（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまで、山陽自動車道吹田山口線の神戸ジャンクションから神戸西インターチェンジまで及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの区間
b	山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから玉島インターチェンジまで及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの区間
c	山陽自動車道吹田山口線の志和インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまで及び大竹ジャンクションから岩国インターチェンジまで並びに中国横断自動車道広島浜田線の広島ジャンクションから広島北インターチェンジまでの区間並びに一般国道２号（広島岩国道路）の全区間

②　周遊エリア

四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから川之江東ジャンクションまで及び川之江ジャンクションから大洲インターチェンジまで並びに四国横断自動車道阿南四万十線の徳島ジャンクションから須崎東インターチェンジまでの区間（ただし、津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジについては、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）並びに四国横断自動車道愛南大洲線、一般国道11号（高松東道路。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日まで適用する。）及び一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））の全区間

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「Kyushu Expressway Pass2015」

イ　割引をする自動車

ハに定める期間のうち連続する最大２日間から10日間のいずれかの間に、ニに定める区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数に対して次のとおりとする。

最大日数	普　通　車
２日間	2,500円
３日間	3,500円
４日間	4,500円
５日間	5,500円
６日間	6,500円
７日間	7,500円
８日間	8,500円
９日間	9,500円
10日間	10,500円

ハ　実施する期間

平成27年９月１日から平成27年12月25日までとする。

ニ　適用区間

九州縦貫自動車道鹿児島線、九州縦貫自動車道宮崎線、九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、一般国道３号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））、一般国道３号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））、一般国道10号（椎田道路）、一般国道10号（宇佐別府道路）、一般国道10号（日出バイパス）、一般国道10号（延岡南道路）、一般国道10号（隼人道路）、一般国道34号（長崎バイパス）、一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））及び一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））の全区間

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこの割引を適用する。

１．［２］⑵㉑のうち、企画割引「瀬戸内周遊ドライブパス2015・山陽周遊編」及び企画割引「瀬戸内周遊ドライブパス2015・四国周遊編」を削る。

別添10を削る。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 27 年阪神高速公告第 21 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成27年７月18日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 27 年 7 月 17 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

記Ⅰ〔１〕４⑭⑥イ中「ＳＰＲＩＮＧ」を「ＳＵＭＭＥＲ」に改め、同イｃ中「３月14日」を「７月18日」に、「４月12日」を「８月30日」に、「及び日曜日」を「、日曜日及び祝日」に改める。

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

平成27年６月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の２の規定により公告する。

平成 27 年７月１日　　日本公認会計士協会

〔開業登録〕

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
Ⅰ　公認会計士			
６月22日			
33889	富永　武尊	33890	神谷　佑樹
33891	小川　宗樹	33892	新井　秀人